

# 裾野駅西公園複合遊具工事に伴う特記仕様書

## 1. 適用範囲

本工事の施工にあたっては、静岡県交通基盤部監修土木共通仕様書（以下、共通仕様書）、静岡県交通基盤部監修土木工事施工管理基準（以下、施工管理基準）、静岡県建設工事検査要領（以下、工事検査要領）を適用する。なお適用する共通仕様書及び施工管理基準、工事検査要領は、静岡県公式ホームページに掲載の最新版とする。

## 2. 工事種別及び工事概要

(1) 工事名称 令和8年度 裾野駅西口地区都市構造再編集集中支援事業  
駅西公園複合遊具設置工事

(2) 工事種別 公園工事

(3) 工事箇所 裾野市 平松 地内

(4) 工事期間 契約日～令和9年3月19日

※工期延期不可（自然的または人為的な事象（天災等）により工事現場の状態が著しく変動し工期内で工事を施工できないと認められる場合を除く。）

(5) 工事概要 複合遊具設置工 N=1 式、サイン施設工 N=1 式

公募型プロポーザルにおいて、契約締結時に決定した内容の工事を実施する。

## 3. 工事測量（起工測量）

共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 1-1-37により、請負者は工事着手後直ちに測量を実施し、本工事の測量成果の確認をしなければならない。なお、測量結果は監督員に提出するものとし、測量結果が設計図書に示されている数値と差異が生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。

## 4. 施工体制台帳

- (1) 請負者は、下請負契約の請負代金額の大小に限らず、工事の下請負を付ける場合には、建設業法第24条の7及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条の規定により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。
- (2) 工事施工中に施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員に提出しなければならない。

## 5. 工事の下請負

- (1) 請負者は工事の下請負を付ける場合には、共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 1-1-9及び裾野市建設工事請負契約約款第6条の要件を満たさなければならない。
- (2) 請負者は下請け契約を締結したときには、裾野市建設工事請負契約約款第7条により、下請負人通知書及び下請負契約書（写し）を監督員に提出しなければならない。
- (3) 請負者は次に上げる下請負人を一次下請けに付ける場合でも、下請負人通知書を監督員に提出しなければならない。

※オペレーター付きのリース契約（クレーン等）

※ダンプ、トラックによる残土運搬（場内・場外処分）

※資材業者、ただし納入した資材の据付作業まで契約に含まれる場合

#### 6. 建設副産物

- (1) 搬出先は裾野市せせらぎ児童公園とし、搬出の際には市の職員立会いのもと実施することとする。

#### 7. 火災保険等

- (1) 裾野市建設工事請負契約約款第 48 条に定める火災保険等のうち、特にこの約款で指定する保険は下記のとおりである。

① 負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を補てんする保険)

#### 8. 電子納品

- (1) 本工事成果は電子納品の対象とする。
- (2) 電子納品の運用に当たっては、「電子納品運用ガイドライン(案)」に基づき行うものとする。

#### 9. 中間検査

- (1) 本工事は基礎工事について中間検査の対象とする。検査の時期については市担当者と十分に協議し決定すること。

#### 10. その他

- (1) 作業に先立ち、現地調査を行い、市担当者と十分な打合せをすること。
- (2) 本工事の作業にあたり、市担当者と十分に協議し進めること。また、疑義が生じた場合には速やかに市担当者と協議し方針を決定するものとする。